

# 令和7年度第5回那珂川市農業委員会会議録

令和7年8月12日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和7年度第5回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和7年8月12日（火） 午前9時27分～午前10時20分  
場 所 都市整備部 外会議室

## 1. 議事録署名人

7番 小森真理子  
1番 藤野由紀雄

## 2. 議 案

議案第27号 那珂川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見書について  
議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第30号 非農地証明願について

## 3. 報 告

報告第11号 専決処分について  
農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について  
報告第12号 現況証明願について

## 4. その他

①令和7年度度筑紫地区リーダー研修会開催について

## 5. 出席委員

### 農業委員

会長	結 城 五 子	1番	藤 野 由紀雄
2番	内 野 学	3番	井 上 和 秀
4番	池 田 政 幸	5番	飛 永 洋
6番	白 水 照 美	7番	小 森 眞理子

### 農地最適化推進委員

1番	川 口 正 明	3番	山 崎 美代子
5番	上 野 善 勝		

6. 欠席委員

農業委員 なし

農地最適化推進委員 2名

7. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 上 溝 朋 之

係 長 手 嶋 雄美子

書 記 小 熊 宏 弥

## 午前9時27分 開会

### ○事務局長

おはようございます。開会前ですけれども、本日は全員御参加されておりますので、開会をしようと思います。

それでは、開会となりますので、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードへお切り換えください。

また、発言の際はマスクを外して発言のほうをよろしく願いいたします。

### ○議長

改めて、おはようございます。それでは、ただいまから令和7年度第5回那珂川市農業委員会総会を開会します。

本日は、推進委員2名が欠席です。

それでは、議案に入ります前に、議事録署名人の議事録署名人の指名を行います。7番、小森眞理子委員と、1番、藤野由紀雄委員を指名します。よろしく願いします。

では、議案に入ります。

議案第27号、那珂川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見書について、事務局から説明をお願いします。

### ○事務局

那珂川市の農業振興地域整備計画の変更に関する意見書について説明します。

資料は、今日机に置いております当日配付資料、2枚ものの資料をお願いします。

前回の委員会では、この農業委員会として、何についてどこまでの審議をするものなのかを事務局がはっきりと説明をしていなかったため、審議する内容を混乱させてしまいました。大変申し訳ございませんでした。もう一度、農業委員会としてどこまでを審議するものなのかについて御説明すると、今回の案件が、法に定められる農用地区域からの除外の基準に該当するかという点について審議が必要です。

こちらの基準に該当していることについては、前回の農業委員会で確認することができました。この市街化編入の事業自体に農業委員会として賛成する、反対するというものではございません。そのことを踏まえて、前回の農業委員会で出た意見を取りまとめて意見書を作成しました。

それでは、当日配付資料の1ページを御覧ください。

前回の農業委員会で出た意見を項目ごとに分けてまとめました。それぞれ読み上げますので、御確認をお願いします。

1、都市計画・土地利用に関する意見についてです。「商業施設の計画が近隣地域と重複しないようにしてほしい」「市街化による土地利用の幅が広がるのは地域活性化につながるという見方がある」「商業施設の誘致内容は未定だが、既存の商業施設と差別化する必要がある」という意見が出ました。

2、交通・道路インフラに関する懸念についてです。「渋滞が懸念されるため、交通量の調査や道路改良などを行ってほしい」「特に、東地区公民館方面に抜ける道は小学校がある。スピードを出す車が多いため、道路の接続については検討してほしい」「新たな道

路整備や拡幅などを検討してほしい」「隣接区（松木地区）への交通影響も考慮してほしい」という意見が出ました。

3、環境・緑地・保育環境に関する意見についてです。「幼稚園、保育所の周辺環境が変化することへの懸念」「園児の安全や良好な保育環境の確保のため、緑地の配置変更などの配慮を求める声」「自然豊かな環境が損なわれることへの危機感」「那珂川市の「自然の豊さ」を魅力とする移住者にとって期待とのギャップが生まれる可能性」という意見が出ました。

4、地権者・住民説明に関する課題についてです。「地権者への説明（中間報告会等）が予定より遅くなっている点」「松木地区など、周辺の地域への情報共有を必要に応じて行ってほしい」「地権者への十分な情報提供と合意形成が不可欠」という意見が出ました。

5、計画と手続に関する意見、確認事項についての意見です。「幼稚園、保育園などの関係者への今後の事業説明を行う必要がある」「地区計画に緑地に関しての一定の基準設定を求める意見もあった」という意見がありました。

6、農業への影響・委員会の立場に関する意見についてです。「昨今の米不足など、農業計画の重要性が改めて浮き彫りになった中で、農地の転用に疑問を持つ意見」「農業委員会としての役割、立場から、農業振興の視点をより重視すべきとの声」「減少する農地に対して代替地の確保が必要」「認定農業者の耕作地減少について、代替地の紹介を進める必要がある」という意見が出ました。

7、排水に関する懸念についてです。「宅地化によって排水量が増える懸念がある」「調整池を公園地下に設ける計画があるが、詳細は未確定」「排水処理について、随時協議を行ってほしい」という意見が出ました。

以上、大きく7つの項目に分けて前回の委員会の意見をまとめました。この中で農業委員会として言及できる意見は、「6、農業への影響・委員会の活動に関する意見」と、「7、排水に関する懸念」についてです。この6と7の意見を踏まえて、農業委員会としての意見書を作成しました。

1枚めくっていただいて次のページ、当日配付資料の2ページをお願いします。

タイトルは「那珂川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について（回答）」で、ポイントを3つに絞って作成をしております。そのまま読み上げますので、確認をお願いします。

1つ目は「農用地としての重要性について」です。

当該地は、これまで農用地として利用されてきた経緯を有しており、農業生産の基盤となる農用地の保全是食料の安定供給及び地域農業の振興を図る上で極めて重要である。本件除外にあたっては、今後の地域全体における農地利用の在り方に十分配慮されたい。

2つ目は「地域農業に与える影響について」です。

当該地の除外により、将来的に周辺農業者が農地の確保又は経営規模の拡大を図る際に支障となる可能性があり、営農を希望される農業者に対する代替農地の斡旋等サポート体制に十分配慮されたい。

3つ目は「排水等インフラ整備に関する配慮について」です。

当該地の転用後においては、宅地化等に伴う雨水排水の増加が見込まれ、これにより隣接農地に対して悪影響を及ぼす可能性がないように、引き続き十分な配慮がなされることを求めるものである。

このように、前回の農業委員会で出た意見を踏まえて意見書を作成しました。今回の案件は除外の要件に適合していますが、要件に適合しているからといって全てを認めることになると、食料の安定供給及び地域農業の振興を図る上で問題が生じます。その一方、市街化により土地利用の幅が広がるのは地域活性化につながるという見方もあります。どちらか一方の意見を進めていくのではなく、双方の意見を聴取した上でまちづくりは進めてもらわなければなりません。

那珂川市の農業委員会としては、今回の案件は除外の基準には当てはまるものの、農地を今後も守っていき、それに伴う十分な配慮を求めるという意見を添えてこの意見書を提出したいと思います。

説明は以上です。

#### ○議長

ただいま事務局から説明がありましたが、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

今日渡されてしっかり目を通す暇もないかとは思いますが、またゆっくり目を通していただきたいと思います。

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

この意見書を農業委員会の意見として提出することについて、賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第27号の意見書を提出することに決定しました。

次に、議案第28号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

#### ○議長

農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の2ページをお願いします。資料編は2ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。契約の内容は売買による所有権の移転です。

議案書の3ページを御覧ください。

現在所有している農地はございません。

次に、議案書の7ページの営農計画書を御覧ください。

申請理由については、譲渡人が高齢のため耕作ができておらず、譲受人に購入の打診があったため申請に至ったということです。

作付計画は、サツマイモ、ニンニク、タマネギで、いずれも自家消費です。

農作業に従事する世帯員等は、本人と親戚の2人です。

次に、議案書の8ページ、次のページをお願いします。

耕運機を親戚より借用するとのこと。

通作方法等は、通学距離が7.2キロ、所要時間は約7分、交通手段は車です。

農業経験については未経験ではありますが、農業経験のある親戚と一緒に耕作をして、農業知識や耕作について勉強していくとのこと。

9ページから11ページが登記事項証明書、12ページが字図、13ページが位置図、通作図です。

資料編の1ページを御覧ください。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件を満たしていると判断します。

担当の委員が本日欠席ですので、代わりに報告をさせていただきます。

現地確認を行い、申請のとおり問題がなかったとの報告を受けております。また、譲受人が農業の経験が全くないため、事務局のほうでも、譲受人と一緒に現地で面談を行っています。耕作放棄とならないように、併せて指導を行っています。

説明は以上になります。

#### ○議長

ありがとうございます。質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

では、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第28号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第28号、番号2、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、御説明いたします。

議案書の15ページを御覧ください。資料編は3ページが該当の土地です。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。

契約の内容は贈与による所有権の移転です。

議案書の17ページをお願いします。

現在所有している農地は3,947平米でございます。

それでは、議案書の21ページの営農計画書を御覧ください。

申請理由については、譲渡人である父が高齢となり、農業を継続することが年々難しくなっており、農地を譲り受け、稲作を行うため申請に至ったとのこと。

作付・収益計画等は水稻で、出荷先は個人売買、もしくは自家消費です。

農作業に従事する世帯等は、本人を含めて3人です。

次に、22ページを御覧ください。

使用する農機はトラクターと田植機で、保管場所は譲渡人の自宅納屋です。

通作方法等は、通作距離が5.3キロ、所要時間は約15分、交通手段は車です。

農業経験については、毎年、作付の手伝いをしていたとのこと。

23ページから28ページが登記事項証明書、29ページ、30ページが字図、31ページが位置図、通作図です。

今回の申請につきましても、農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしていると判断します。

担当の委員が本日欠席ですので、代わりに報告をさせていただきます。

現地確認を行い、申請のとおり問題がなかったとの報告を受けております。

説明は以上になります。

#### ○議長

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第28号、番号2は許可することに決定いたしました。

次に、議案第29号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

農地法第5条の許可は、農地の権利移動を伴う転用を許可するものとなっています。

それでは、議案書の33ページをお願いします。資料編は4ページをお願いします。こちらが該当の土地でございます。

それでは、議案書の33ページの許可申請について御説明します。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書に記載のとおりです。

3、転用計画は、転用の目的が資材置場です。

理由の詳細は、現在利用している資材置場用地に倉庫を建築することになり、新たな用地が必要になったためとのこと。

(3)利用期間は許可後から永年です。

契約の内容は、売買契約による所有権の移転です。

次に、34ページ、35ページが土地の登記事項証明書、36ページが字図、37ページが位置図です。

38ページが資金計画書、39ページが預貯金の残高証明書になります。

議案書の40ページに事業計画書、41ページ、42ページが法人の登記事項証明書です。

議案書43ページの被害防除計画書の確認を一緒をお願いします。43ページをお願いします。

被害防除計画の(1)排水計画の雨水排水につきましては、水路放流と自然流下、汚水処理はなし。生活雑排水についてもなしです。

(2)用地造成に伴う被害防除措置については、敷地内周囲に擁壁を設け、擁壁と新設側溝、境界との間に緩衝地を設けることです。また、転落防止柵を設置するとのことです。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の4ページを御覧ください。

申請地は市ノ瀬で、周辺の農地の広がりには約3.7ヘクタールとなっています。

申請地の農地区分は、第1種農地、第3種農地、いずれにも該当しないため、第2種農地と判断できます。

議案書の44ページを御覧ください。代替地検討比較表を添付しています。

表を確認しますと、候補地のうち不採用の理由については記載のとおりで、申請地を採用としています。

45ページから代替地についての位置図等が書いてあります。

48ページが水利関係承諾書、49ページが農地転用事前協議の回答について、50ページが文化財確認願についての回答です。

申請時点で既に事前チェックを行っている場、始末書を添付する必要があります。今回は申請前に駐車スペースを設けていたため、始末書を添付してもらい、今後、農地法を遵守する旨を記載してもらっています。

52ページから53ページ、A3で印刷しているものが各種図面になります。

説明は以上になります。

#### ○議長

では、担当の委員の意見をお願いします。

#### ○農業委員

7月16日に、社員と現地を確認しました。ここの土地はもう売りに出されると看板まで立っていました、以前から。それで、問題は、現地に問題があるんじゃないくて、この水利関係承諾書、48ページ。現地を確認したときに、水利関係承諾書を見せてくださいというふうに言って見せてもらったときには、行政区長と農事推進委員の部分だけしか印鑑が押されていませんでした。それで、土木委員と水利委員が要るんじゃないですかということをお話したら、要らないですよということでしたので、翌日、〇〇区長に話して、〇〇区は土木委員と水利委員はいないんですかと聞いたら、いや、いますと、きちっと業者には承諾書を取ってくださいというのを話していますということでした。それで、事務局にそのことを話した結果、土木委員と水利委員の承諾が出たものと思われま。どこから水利委員とか土木委員の承諾は要らないという話を持ってきたのか分かりませんが、今まで〇〇区は何件か農転を確認したとき、全て土木委員、水利委員が承諾されておりましたので、

こういうことがまた起こるんじゃないかなというふうに考えていますので、ほかの農業委員さんも、こちら辺はきちっと確認しておいてほしいなというふうに思います。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

現地確認に行くと、行政区長、農事推進委員、土木委員の印鑑があるかどうかをまず確認してから現地で業者の方と対応したほうがいいですね。そういうことですので、今後、皆さんもそういう場に立ち会うことがあったらよろしく願いしておきます。

○事務局

全ての区に土木委員、水利委員を必ずしも設置しているというわけではなくて、特に市街化区域とかは水利委員がない区もありますので、農事推進員に、水利委員と土木委員の連絡先を聞いて承諾を取ってくださいというふうに事務局からはお願いをしております。設置をしていないところもありますので、それも含めて農事推進委員にお尋ねくださいということでお伝えしていますので、ないからといって通らないということではなくて、設置をそもそもしていないところもありますので、そこはお尋ねいただければと思います。

○議長

ということですので、今後よろしく願いしておきます。はい、どうぞ。

○農業委員

これを見てもみますと、農事推進委員、土木委員、水利委員、同じ人なんですね。

○農業委員

土木委員と水利委員さんだけが一緒。

○農業委員

親子か親戚同士でしょう。

○事務局

そこまでは分かりません。

○農業委員

字体もよく似てますね。

○農業委員

〇〇区は、同じ姓の人が多いです。

○事務局

区によっては、例えば、農事推進委員と水利委員を兼ねているところもありますので、いろんな設置の方法が区によって違っているのでちょっと難しいんですけども、そこはそれぞれの区に合わせて承諾を取っていただくようにお願いします。

○農業委員

はい、了解しました。

○議長

ほかにはないでしょうか。はい、どうぞ。

○農業委員

田んぼを普通の企業が農地を購入するのは問題ないのでしょうか。

**○事務局**

はい。

**○農業委員**

1つは、区長が了解していますから我々が言うことじゃないと思うんですが、よく資材置場に物を置くときに、音、騒音がして、後で区長さんあたりがよく言われるんですけど、その辺は区長さんも了解されて承諾してあると思うんですが。

それと、例えば、資材の荷下ろしとか、積むときに、ガチャガチャするじゃないですか、車とか。そういったところをちょっと懸念しますので、地元、区の問題とか、その辺を伺います。

**○事務局**

今回の該当の案件については、43ページの被害防除計画書の(4)にあるとおり、「騒音はない」とは書いてあるんですけども、一応そのような計画となっております、もし騒音等がある場合はそこを含めての計画書になってきますので、それを踏まえての周辺との話し合いをする等、そういったことで了承を得るといような形になります。

**○議長**

よろしいですか。

ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**○議長**

全員賛成により、議案第29号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第30号、番号1、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

**○事務局**

非農地証明願について説明します。議案書の55ページをお願いします。資料編は8ページをお願いします。

願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

56ページに土地の登記事項証明書、57ページに字図、58ページに位置図を添付しております。

現地確認を事務局のほうでも行いましたが、竹林化しているような状況で、農地として耕作することは難しい土地と判断いたしました。

説明は以上です。

**○議長**

それでは、担当の委員の意見をお願いします。

**○農業委員**

報告します。

7月7日に現地確認をしました。そこで、写真で見たら分かると思いますが、実際行ったときにちょっと迷っていて、1回分からなかったんですよ。それでずっとしたところ、草とか、竹とか、2メートル以上ぐらいになっていました。それで、区切りがあまりよく分からなかったところがありました。やっぱりそれは20年以上耕作していないということだったので、そういう形になっていったわけじゃないかなと思いました。

以上です。

**○議長**

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

**○農業委員**

20年以上されていないといいますけど、そういうところが結構まだいっぱい残っているんですか。一応、耕作とかしてというのが基本であるのにもかかわらず、20年以上そのままだったというのはどうなんですかね。

**○事務局**

このような案件はいっぱいあって、見てのとおり山林化していて、周りも、農地としての認識がない可能性があります。そもそも荒れているところは今回、8月の農地パトロールとかでも見てもらっていて、ここは荒れているというふうに分かって、意向調査をかけていくんですけども、それにも該当していなく、農地として認識をされていないような状況になっているので、こういった案件はほかにも、多数あるとは思いますが。

**○議長**

いろいろ考え方はあろうと思いますが、何で今さら20年もたってされるのかということもちょっとと思いますが、相続の関係もあるのかな。

**○農業委員**

実際に見たとき、やっぱり山手で日陰であったんですよ、本当に分からなかった。山水が流れて、野菜とか作られてある方は分かると思うんですけど、ここじゃちょっと作れない、作りたくないなという感じの場所でした。そういうところですよ。

**○農業委員**

そういう場所でも、やはり農地として認めているんですか。

**○事務局**

登記上の地目としては、田とか畑のままになっている土地です。

**○農業委員**

それを変えることはできないんですか。

**○事務局**

農地パトロールとかでみんなで見ても、ここはもう農地ではないという判断をすることがあれば、行政のほうから、強制的に非農地判断することはできます。

**○議長**

はい、どうぞ。

**○推進委員**

非農地証明して、農地以外になりますよね。その後の用途は、例えば、原野とか、山林とかいろいろありますが、そういったものについてはどのような形で判断されて、原野とか、山林とか、区分されるんですか。

#### ○事務局

農業委員会としては、農地ではないというところを判断するまでになるので、その後は法務局が手続を経て判断をして、それに応じる地目となってきます。

農業委員会としては非農地、文字どおり農地ではないですよということを証明して、その非農地証明を持って法務局に登録をしに行くと、その法務局のほうで判断をされて、それぞれに応じた地目に変更されます。

#### ○事務局

法務局の登記官が現地の確認をして、地目の判断をされるというふうになります。

#### ○推進委員

それはそれでいいんですけど、やっぱりそこら辺は、せっかく以前は農地、田んぼであった所が荒廃して山林、原野になっていく。そういうことによって地域が荒れた状態になっていくんですよね。そしたら、当然、イノシシとかいろんな鳥獣被害あたりが発生してきますよね。ただ簡単に非農地ですよと証明して、あとは個人で管理してくださいと。ただ、その周辺の農地を持ってある方の御理解はどうしてあるのかなと思ってですね。もし私がそういった立場だったら、せっかく田んぼやったとが周りが荒れてしまえばちょっと心配ですから。

ですから、那珂川市はそういったふうな地域がたくさんあります。今までもずっと農地パトロールをされておられますけど、農地パトロールをしたよで終わるんじゃなくて、所有者にどのような形で指導したのか。私の個人的な考えですけど、そうしないと、そういったふうな荒廃農地がどんどん増えていきよるのかなと、今そういったふうな心配をしております。

ですから、せっかく農地パトロールを皆さん暑い時期にしておりますから、やっぱりその後の改善が必要じゃないかなと私は個人的にしております。

以上です。

#### ○議長

結局、農地ではないということを農業委員会としては証明するということですので、皆さんの意見をいろいろお聞きしましたけど。

それから、さっき言いましたように法務局の管轄というか、そういうあれになっていくので。

#### ○推進委員

それは、法務局は、要は課税体制か何かの問題で、法務局はしていくからね。

#### ○議長

そうですね。

#### ○推進委員

やっぱり田んぼとか、山とか、課税が違いますからね。

○議長

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第30号、番号1は承認されました。

次に、報告事項です。

報告について、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。

○事務局

農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について報告します。

議案書の報告60ページを御覧ください。資料は9ページが該当の土地となっております。

賃貸人、賃借人の氏名、住所、対象農地は、議案書に記載のとおりです。

令和7年7月14日に合意解約が成立し、同日引渡しとなっております。

次に、議案書の報告63ページを御覧ください。資料編は10ページが該当の土地です。

賃貸人、賃借人の氏名、住所、対象農地は議案書に記載のとおりです。

令和7年7月23日に合意解約が成立し、当日引渡しとなっております。

続きまして、報告第12号、番号1から2、専決処分、現況証明について説明します。

議案書の報告66ページを御覧ください。資料編は11ページが該当の土地です。

現況証明書は、過去に農地転用許可をした農地で転用目的どおり現に利用されている場合に証明するものになります。

報告第12号、番号1の現況証明願、66ページのところです。令和6年10月4日付の農地転用で、転用目的は特定建築条件付売買予定地で許可済みです。

現地を確認し、令和7年6月11日付で現況証明書の発行済みです。

次に、議案書の報告68ページを御覧ください。資料編は12ページを御覧ください。

報告第12号、番号2の現況証明願は平成31年10月23日付の農地転用で、転用目的は駐車場で許可済みです。

現地を確認し、令和7年7月9日付で現況証明書を発行済みです。

報告については以上です。

○議長

ただいまの報告について、何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○農業委員

報告の11号と12号は利用権設定をしてあって、〇〇さんについては6年間で設定がされており、今2年間ぐらいで受けてある方が多分高齢でできないということなんだろうけど。

あと、次の方についても、契約終了前に解約するという事なんですね。

結局、農業従事者が昔は65歳とか言っていたけど、70歳とだんだん上がりもしていますけどね。70歳過ぎているので、やっぱりきついですよ。だから、そういったことは今後も出てくると思います。懸念すると思います。そこをやはり市として考えていかないと、今後どんどんそういった耕作放棄地とか出てくるから、こういったところの情報を、例えば、認定農業者、やる気のある人にそういった情報を提供して、やはり荒れないような田畑をしていかんと、結構、田畑の目的で、やっぱり災害とか、ダム役割もしますから、そういったところを総合的に判断して。ただ、次に誰かが借りますよとかじゃなしに、替わる方がいいんですけど、替わらない方については、そのまま放置されとったら、荒れ放題になったら元に戻すのが難しいからね。

そこを今後の問題として心配するところでもありますので、これはみんな共通認識に立って考えていかないといかんのかなと思います。

**○事務局**

分かりました。御意見ありがとうございます。

**○議長**

よろしいですか。はい、どうぞ。

**○事務局**

今、利用権の合意解約が出た場合に、後の耕作者がもし決まっていなかった場合、農地情報紹介事業というのを農業委員会としてやっています、売りたいとか、貸したい農地の情報を、農地を探している農業者さんに紹介するという制度がありますので、そちらに登録をするように促しております。もしどうしても請け手が見つからないという場合はこちらを御利用くださいということをやっています。

それと、あとは認定農業者の方や就農の方が近くを耕作しているような農地であれば、隣接の方に声をかけて、耕作をしてくれないかというあっせんもやっております。

今後も、こういった合意解約が出た場合は、もしその後何も決まっていなかったところがあったら、そのままにしないように農業委員会としてもあっせんを引き続きやっています。

**○議長**

よろしく願いしておきます。

ほかに、報告についての挙手はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

それでは、その他について、事務局より説明をお願いします。

**○事務局**

〔研修会についての説明〕

**○議長**

それでは、研修会がまた続いてあるのと、農地パトロールがまだ終わっていないところもありますので、暑い中では——暑い中というよりも、雨があんまり多過ぎて、今年も

う。これから先もどうなることやらという感じなんですけど。まだ終わっていない地区もありますので、農地パトロールのほうもよろしく願いしておきます。

それでは、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。ありがとうございました。

次回は9月10日3時からですので、お間違えのないようによろしく願いしておきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時20分閉会